

利根町告示第 89 号

平成 22 年第 2 回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 22 年 11 月 19 日

利根町長 遠山 務

1. 招集の日 平成 22 年 11 月 30 日

2. 招集の場所 利根町議会議場

3. 付議事件

- (1) 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (2) 平成22年度利根町一般会計補正予算(第6号)
- (3) 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- (4) 平成22年度利根町水道事業会計補正予算(第3号)
- (5) 議員派遣の報告

平成 2 2 年第 2 回利根町議会臨時会会期日程

日次	月 日	曜日	会 議	内 容	開議時間
1	11. 30	火	本 会 議	開会 提出議案説明（採決）	午前10時

平成22年第2回
利根町議会臨時会会議録

平成22年11月30日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	能登百合子君	10番	会田瑞穂君
2番	西村重之君	11番	飯田勲君
4番	守谷貞明君	12番	岩佐康三君
5番	高橋一男君	13番	高木博文君
6番	中野敬江司君	14番	若泉昌寿君
9番	五十嵐辰雄君		

1. 欠席議員

8番 今井利和君

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君
総務課	長	飯田	修君
企画財政課	長	秋山	幸男君
税務課	長	鈴木	弘一君
まちづくり推進課	長	高野	光司君
住民課	長	木村	克美君
福祉課	長	師岡	昌巳君
保健福祉センター	所長	石塚	稔君
環境対策課	長	蓮沼	均君
保険年金課長兼国保診療所事務長		矢口	功君
経済課	長	菅田	哲夫君
都市建設課	長	飯塚	正夫君
会計課	長	飯田	美代子君
教育	長	伊藤	孝生君
学校教育課	長	鬼沢	俊一君
生涯学習課	長	石井	博美君
水道課	長	福田	茂君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	蛭 原 一 博
書	雑 賀 正 幸
書	飯 田 江 理 子

1. 会議録署名議員

2 番 西 村 重 之 君
4 番 守 谷 貞 明 君

1. 議事日程

議 事 日 程

平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日 (火 曜 日)

午 前 1 0 時 開 会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の件
日程第 3 議案第62号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 4 議案第63号 平成22年度利根町一般会計補正予算(第6号)
日程第 5 議案第64号 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第 6 議案第65号 平成22年度利根町水道事業会計補正予算(第3号)
日程第 7 議員派遣の報告

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の件
日程第 3 議案第62号
日程第 4 議案第63号
日程第 5 議案第64号
日程第 6 議案第65号
日程第 7 議員派遣の報告

午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

議長(若泉昌寿君) おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。8番今井利和君から、所用のため欠席という届け出が

ありました。

定足数に達しておりますので、これより平成22年第2回利根町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議長（若泉昌寿君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

閉会中において会議規則第120条の規定により、お手元に配付してありますとおり、議員を派遣いたしましたので報告いたします。

次に、町長から議案が提出されておりますので、報告させます。

議会事務局長蛭原一博君。

〔議会事務局長蛭原一博君登壇〕

議会事務局長（蛭原一博君） 今期臨時会に町長より4件の議案が提出されておりますので、ご報告申し上げます。

議案第62号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第63号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第6号）

議案第64号 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第65号 平成22年度利根町水道事業会計補正予算（第3号）

以上で、報告を終わります。

議長（若泉昌寿君） 報告が終わりました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

議長（若泉昌寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、

2番 西村重之君

4番 守谷貞明君

を指名いたします。

議長（若泉昌寿君） 日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長（若泉昌寿君） 審議に入るに当たり、本臨時会に提出されました議案の総括説明を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 皆さんおはようございます。

平成22年第2回利根町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を承り、厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今回の臨時会ですが、本年8月10日に国会及び内閣に提出された人事院勧告に伴いまして、職員の12月期の期末手当や勤勉手当の支給基準日である12月1日の前日までに関連条例を改正することが必要なことから、本日、臨時会を招集した次第でございます。

提出しました議案は、条例改正が1件、補正予算が3件、合計4件のご審議をお願いするものでございます。

議案第62号は、利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例で、さきにも触れましたが、本年8月の人事院勧告に伴い、職員の給料月額や12月支給の期末手当、勤勉手当の支給率等を改正するものであります。また、あわせて町長及び教育長の12月期の期末手当の支給率も改正する必要がありますので、提案をするものであります。

議案第63号は、平成22年度利根町一般会計補正予算（第6号）で、歳入歳出それぞれ179万8,000円を追加し、総額を53億8,858万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは繰入金でありまして、歳出は10月1日付の人事異動等に伴うものでございます。

議案第64号は、平成22年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ36万4,000円を追加し、総額を3億5,452万1,000円とするものであります。

議案第65号は、平成22年度利根町水道事業会計補正予算（第3号）で、収益的収入及び支出の水道事業費用を22万7,000円追加し、総額を3億9,421万8,000円とするものであります。

以上、全議案の概要につきまして説明を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明をさせたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、何とぞ適切なるご判断を承りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（若泉昌寿君） 総括説明が終わりました。

議長（若泉昌寿君） 日程第3、議案第62号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） それでは、議案第62号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正は、平成22年8月の人事院勧告に伴いまして、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給率、町長及び教育長の期末手当支給率等の規定を改めたいので提案するものでございます。

なお、この議案第62号につきましては、一つの改正に対しまして施行期日が異なるもの、関連する条例が複数ありますことから、一つの条例にいたしまして提出させていただいておりますので、ご理解いただきますよう、よろしく願いをいたします。

参考資料の新旧対照表によりご説明をしたいと思います。

初めに、第1条関係ですが、利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第17条ですが、勤務1時間当たりの給与額の算出方法について規定しておりますけれども、現行では、下線の部分になりますけれども、1週間当たりの勤務時間、現行では38時間45分となっております。これに年間52週を掛けて出た額となっております。これを改正後は、勤務時間条例第9条に規定する休日等ございますが、国民の祝日と年末年始の休日分を差し引いたもので出た額と改定をするものであります。

次の第20条は、期末手当について規定しておりますけれども、第1項は、この後ご説明いたしますが、附則第16項の改正に伴います字句の改正であります。

第2項ですが、本年12月支給分の期末手当支給率を、現行の「100分の150」から「100分の135」に改めまして、次のページ、2ページをお願いいたします。特定幹部職員にあっては、本年12月支給分を「100分の130」から「100分の115」に改めるものでございます。この特定幹部職員は、給料表の5級、6級にある職員でございます。

第3項は、再任用職員の期末手当率であります。前項で改めましたものを引用しておりますことから、複雑な改正文となっておりますけれども、再任用職員で一般職員扱いの者は「100分の85」を「100分の80」に、再任用職員で特定幹部職員につきましては「100分の75」を「100分の70」に改めるものでございます。

第4項は、附則第16項の改正に伴います字句の改正となっております。

第21条勤勉手当についてですが、第1項は、附則第16項の改正に伴います字句の改正でございます。

第2項の第1号は、附則の改定によります字句の改正と、平成22年12月支給の勤務手当率の改正でございます。再任用職員以外の職員、一般職員ですけれども、「100分の70」を「100分の65」に、特定幹部職員は「100分の90」を「100分の85」に率を改めるものでございます。

第2号は、再任用職員ということで、「100分の35」を「100分の30」に、再任用の特定

幹部職員につきましては、「100分の45」を「100分の40」に改正をするものでございます。
次の4ページ、5ページをお願いいたします。

附則ですけれども、現行での第16項は、期末勤勉手当の率について規定しているものです。改正後の第16項では、当分の間ということで、6級の給料を支給している55歳に達した日以後における最初の4月1日に該当する職員、特定減額職員と言いますけれども、第1号の給料、第2号の期末手当、第3号の勤勉手当をそれぞれ100分の1.5を減額するというものです。利根町での現在の該当者は6名となっております。

次の6ページをお願いいたします。

第4号ですが、55歳以上の特定減額職員が休職となった場合の給与減額率をそれぞれ定めるものでございます。

7ページになりますけれども、第17項は、月の初日以外の日に特定減額職員となった場合の減額計算方法等を規則で定めることを規定してございます。

第18項は、特定減額職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を規定したものでございます。

第19項は、特定減額職員の勤勉手当算出に当たりましての、減額後の勤勉手当算出方法を規定してございます。一般職員の100分の0.975、特定幹部職員にあっては100分の1.275とするものでございます。

次の8ページをお願いいたします。

第20項ですが、これはすべての職員が公務外の負傷、疾病による療養等のため90日を超えて引き続き勤務をしないときは、その勤務しない日につき給料の半額50%を減額すると規定するものでございます。

9ページの別表2ですが、行政職給料表でございまして、40歳代以上の給料月額を平均0.1%の引き下げ、金額にいたしますと月額200円から500円の減額となっているかと思えます。

飛びまして13ページですけれども、13ページの医療職給料表(三)の改正につきましても、同じく40歳代以上の給料が平均0.1%引き下げたものとなっております。

飛びまして、18ページをお願いいたします。

議案書の第2条関係ですけれども、第20条期末手当の率について規定しておりますが、ここでの現行の欄は、今ほど第1条関係での改正後を記述しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

第20条の第2項ですが、これは平成23年4月からの期末手当率を改正するものでございましては、6月支給分が「100分の125」を「100分の122.5」に、12月支給分を「100分の135」を「100分の137.5」に改めまして、特定幹部職員にありましては、6月支給分を「100分の105」を「100分の102.5」に、12月支給分ですけれども、「100分の115」を「100分の117.5」に改めるものでございます。

第3項につきましては、一般職員の期末手当の率の改正に伴いまして引用する字句を改正するものでございます。

次の19ページになりますが、第21条第2項、勤勉手当率の改正でございます。これにつきまして来月4月からの改正とするもので、第1号ですが、一般職員におきましては6月、12月とも同じ率でございますして「100分の65」を「100分の67.5」に、特定幹部職員が「100分の85」を「100分の87.5」とするものでございます。

第2号は、再任用職員の手当率で、「100分の30」を「100分の32.5」に、再任用職員のうち特定幹部職員にあっては「100分の40」を「100分の42.5」に改めるものです。

次のページで、附則第19条ですけれども、先ほど説明いたしました55歳の特定減額職員の勤務手当の支給限度額について、特定幹部職員以外は「100分の0.975」を「100分の1.0125」に、特定幹部職員にあっては「100分の1.275」を「100分の1.3125」に改めるものでございます。現在、特定幹部職員に該当する職員は、先ほど説明しましたけれども、6名おります。特定幹部職員以外での該当する職員は、現在存在しておりません。

また、以上の係数を用いまして給料表の制定号給に達しない場合は、「100分の65」とございますけれども、これを「100分の67.5」に改め、特定幹部職員にあっては「100分の85」を「100分の87.5」に改めるものでございます。

次に、議案書の第3条関係ですけれども、21ページになります。

附則の第7項ですけれども、これは給料表号給の切りかえに伴います経過措置ということで、平成18年に大幅な給与改正がございまして、従前支給していた給料との差額が出たものについては補償額を現在支給しておりますけれども、この補償額につきまして減額措置が実施されておりました、今回、これにつきまして改正を行うものでございます。

第1号では、平成21年の条例改正により減額対象となっていた職員については、現在支給している補償額に100分の99.59を乗じた額を減額し、第2号では平成21年の改正条例によりまして減額対象とならなかった職員について、100分の99.83を乗じた額を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案書の第4条関係でございますが、町長の期末手当の規定でございますして、第4条の現行で下線部分の「100分の150」とあるのは、「100分の165」としとあります。これは一般の給与規定を準用しておりますことから、読みかえ規定をしている関係でございます。町長の期末手当を現行で「100分の165」を、改正では「100分の150」に改正するものでございます。これは本年12月支給分でございます。

次に、23ページになりますが、利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正で、議案書の第5条関係ですけれども、教育長の期末手当の改正でございます。これも町長と同じですけれども、第2条第4項におきまして、現行では「100分の165」となっておりますが、これを「100分の150」に改めるものでござい

ます。これにつきましても、本年12月の支給分でございます。

次のページをお願いいたします。

利根町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、議案書の第6条関係ですけれども、この改正条例は、平成23年4月1日から施行とするもので、町長の期末手当の率の改正でございます。

第4条ですが、先ほど申し上げましたけれども、期末手当につきましては、利根町職員の給与に関する条例を準用しておりますことから、読みかえ規定となっております。

平成23年6月支給分が「100分の145」を「100分の140」に、12月支給分が「100分の150」を「100分の155」と改めるものでございます。

25ページですが、議案書の第7条関係で、教育長の期末手当の改正でございます。これにつきましても平成23年4月1日からの施行となるものでございます。

第2条の第4項におきまして、町長の手当率とこれも同じですが、平成23年6月支給分が「100分の145」を「100分の140」に、12月支給分を「100分の150」を「100分の155」に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則ですけれども、第1項は施行期日でございます。この条例は平成22年12月1日から施行する。ただし、先ほど説明いたしました第2条、第6条、第7条及び附則第5項から第8項までの規定は、平成23年4月1日から施行とするものでございます。

第2項は、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置を規定したもので、条例の規定によりまして算定された額から、次の第1号及び第2号の調整額を、12月支給の期末手当から減額した額を支給することとする規定でございます。この第1号ですが、給料表の減額改定対象職員、若年層を除いた職員ですけれども、この職員の平成22年4月の給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、これの月額合計に100分の0.28を乗じて得た額、これを4月から11月までの8カ月分減額いたします。

下の表ですけれども、これに該当する職員は今回減額の対象とはなっていない表となっております。利根町の職員で申し上げますと、今回の改正で減額となります職員は、現在161人おりますけれども、このうち111人となっております。

次のページをお願いいたします。

(2)の第2号ですけれども、平成22年6月1日に給料表の減額改定対象職員の6月に支給いたしました期末手当、勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じた額を12月の期末手当から差し引くものとなっております。

第3項は、国家公務員、他の地方公共団体、企業職員等から引き続き新たに職員となった場合の読みかえ規定となっております。

第4項は、平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例適用の読みかえ規定となっております。

第5項は、平成23年4月1日における号給の調整について規定してございまして、平成23年4月1日において43歳に満たない職員で、1号給の抑制を受けて昇給した職員の平成23年4月1日の号給を1号上位の号給とする規定でございまして、これにつきましては利根町は平成18年度より4年間、この1号給の抑制を行ってきたところでございます。

第6項は、育児休業法の規定によります育児短時間勤務職員の附則第5項の規定の適用に関する読みかえ及び給料月額算出方法を規定するものでございます。

第7項は、育児休業法の規定によります短時間勤務職員の附則第6項の準用規定を定めるものでございます。

第8項は、育児休業法の規定によります任期つき短時間勤務職員の附則第5項の規定の適用に関する読みかえ及び給料月額算出方法について規定するものです。

第9項は、附則第2項から第8項までの規則への委任規定でございまして。

第10項は、育児休業条例の附則に第3項を追加する規定でございまして、同じものですが、31ページをお願いいたします。

育児休業条例の規定によります部分休業者で、給与条例附則第16項の規定により給与を減額して支給される職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法の読みかえ規定となっております。

最後の第11項ですけれども、これにつきましても32ページをお願いいたします。

利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改めるもので、附則の第4条ですけれども、この条例の規定によります介護休暇者で、給与条例附則第16項の規定により、給与を減額して支給される職員の勤務1時間当たりの給与額算出方法の読みかえ規定を定め、第5条を削るものでございます。

説明は以上でございまして。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

13番高木博文君。

〔13番高木博文君登壇〕

13番（高木博文君） 一、二点質問したいと思っております。

今回の条例改正案は、改正というものの実質的には改悪案でございまして。当然、その対象となる職員団体との関係で何らかの話合いがなされてきたと思っておりますけれども、具体的に職員団体に対し、いつ、どのような形で説明を行ったのか。そして、その場における職員団体等の対応はどうであったのか、お答えいただきたいと思っております。

議長（若泉昌寿君） 総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） それでは、高木議員のご質問にお答えをいたします。

今回の条例改正につきましては、官民格差の給料が開いているということで人事院から

勧告されたものを施行するというので、提案させていただきましたけれども、今回、この条例改定に当たりまして、職員団体、職員組合ですけれども、そちらの方にどのような説明をしたかということですのでけれども、先般、今月の19日に職員組合の役員の方と私と町長と話し合いの場がございまして、その中で職員組合に概要を説明させていただいたところでございます。

その中で職員組合の反応ということですのでけれども、やむを得ないかなという認識ということで、私どもは受け取った次第でございまして、条例を提案させていただいたところでございます。

議長（若泉昌寿君） 11番飯田 勲君。

〔11番飯田 勲君登壇〕

11番（飯田 勲君） ただいま総務課長から条例改正案について種々説明がありましたが、初歩的な質疑であります、「特定幹部職員」という文言が出てきました。この特定幹部職員というのは利根町に6名、そして特定幹部職員以外はないということですが、一般職員はどのような呼称を使っているのか、お聞かせ願います。

議長（若泉昌寿君） 総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） それでは、飯田議員のご質問にお答えをしたいと思います。特定幹部職員ですけれども、先ほど説明の中で一部申し上げたかと思っておりますけれども、給料表、利根町の場合、一般行政職で1級から6級までありますけれども、それをすべて活用しておりますけれども、5級、6級の給料表に属している職員を特定幹部職員と位置づけてございます。そのほかの特定幹部職員以外の職員は、ただの一般職員という呼称をしております。

議長（若泉昌寿君） 11番飯田 勲君。

11番（飯田 勲君） 今の総務課長の話でわかってきたのですが、5級、6級の該当する職員が特定幹部職員ということで、そのほかの職員は一般職員と申されましたが、では、特定幹部職員の6名以外に該当する者はいないと、先ほどそういう説明を伺ったのですが、この改正には該当していないのかどうか、その辺、お聞かせください。

議長（若泉昌寿君） 総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） それでは、お答えをいたします。

参考資料の新旧対照表の7ページをお願いしたいと思います。

7ページ一番上に表がございましてけれども、特定幹部職員というのは、先ほど説明した5級、6級にある職員を指しております。その中で今回1.5%の減額対象となります職員6名と申し上げましたけれども、その中でも行政職給料表の6級にある者、55歳以上です、それが6名ということでございます。

すべて0.28% 4月から11月までは減額対象となっておりますけれども、その中でも特に6級職にある者の55歳以上ですね、それは特定幹部職員の中の減額対象職員ということでございます。

議長（若泉昌寿君） 6番中野敬江司君。

〔6番中野敬江司君登壇〕

6番（中野敬江司君） 今、62号議案が上程されているわけでございますけれども、この62号の条例が適用された場合、年間人件費がどれくらい削減されるか、もし試算してあればご答弁いただきたいと思えます。

議長（若泉昌寿君） 総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） それでは、中野議員の質問にお答えをいたします。

今回は主に給料の減額の条例改正ですけれども、これを概算ということで試算いたしますと、平成22年度分といたしまして約1,300万円の減額ということになります。

議長（若泉昌寿君） 4番守谷貞明君。

〔4番守谷貞明君登壇〕

4番（守谷貞明君） 私のは、質疑というよりは文言についてです。

32ページ第4条、「利根町村職員」と書いてありますね。これは正しい表記ですか。

左側の現行の方は全部「利根町職員」になっているのですね。こっちの右側の第4条は「利根町村職員」の給与に関する条例、第4条ですね、これひょっとしたら誤字、脱字なのかなと思って質問いたします。

議長（若泉昌寿君） 総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） 守谷議員のご質問にお答えをいたします。

大変申しわけございません。守谷議員のご指摘のとおり、私どものプリントミスでございまして、この新旧対照表、参考資料ですけれども、条例の方は大丈夫かと思えますけれども、この附則につきまして訂正をさせていただければと思えます。よろしく願いいたします。

議長（若泉昌寿君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず反対討論から、13番高木博文君。

〔13番高木博文君登壇〕

13番（高木博文君） 私はこの条例改正案に対して、結論から言えば反対の立場で討論したいと思います。

提案説明の中で、8月10日人事院勧告が出されたと、そのことを受けて所要の手続を経て今回の条例改正を提案したという説明がありました。

確かに人事院勧告は8月10日、県の人事委員会の委員会報告が10月8日に出されているという経過は承知しているところでありますけれども、これが全部の面でこの条例を拘束するものでは決してないと。やはりその自治体が主体的に判断をし、出していくという立場が、まず必要ではなからうかと思えます。

事実、今までの人事院勧告あるいは県の人事委員会報告との関係においても、利根町においても必ずしもそのとおりに実施してこなかったこともあります。例えば地域給3%の支給のことは、これは年間計画を持ってやってきたと、あるいは現時点でも他の自治体で実施していないところもありますし、あるいは他の分野で独自の判断で条例改正を行っているところもあるということからして、人事院勧告を金科玉条として、私はこの条例提案の根拠にするのはいかがかというのが第1点です。

そして2点目には、中身が、40歳までの方は減額対象にはなっていないと思えますけれども、40歳以上の方、特に55歳以上に厳しく出ている。全体168名中、111名がその対象ということを考えてみた場合、これらの給料は生活給であります。特に50代等になれば、子供に対する学費等が非常に多額を要するという状況の中で、ただ単に年齢で線引きし、減額の率を高めるというのは、やはりいかがかというぐあいに思うわけです。

また、職員団体に対しては説明をし、やむを得ないかなどの感触を得たということでもあります。もちろん当事者でありますし、さらにはそのもとで働いている立場からすれば、明確に反対の意思表示をすることはできないとは思いますが、やはりその心情を酌んで、しっかりとした対応をすべきではないか。

特に利根町は、大学生以降になれば町外に出ざるを得ない実情があると。あるいは高校の場合においても、町内に高校はない、もっとも近いのは竜南と松陽ということで、それ以外は交通費を使って子供たちが学校に通っている。非常に多くの支出を要する、そういう年齢層に対し、政府が公務員人件費2割削減ということをやっていると、また、民間の賃上げが低調だと、そういう状況の中で短絡的に両者を比較し、今回の人事院勧告、そういう流れになっていると思えます。

これは結果としては、日本においては賃金が12年連続ダウンしている、公務員賃金を低くする、それは翌年の民間の労働者の賃上げに影響をする、民間の労働者の賃上げ結果を公務員に入れる、悪循環を生み出して、今日の日本の深刻な経済不況を招いているということから考えれば、一利根町程度のところでどうこうというものではありませんけれども、考え方の問題で言えば、やはりこの悪循環を断ち切る立場で流れを変えていかなければならない。特に職員に対して、何ら自分は責任ない、一生懸命働いているにもかかわらず、結果として年齢で差別されたり、あるいは一律に削減が押しつけられたり、これは仕事に対する意欲も低下する。もっともっと深い配慮をもって、国段階、県段階、町段階として考えていかざるを得ない。

そういったものを全体に反映しての、この62号の提案ということになるわけですが、私

はこれは問題だと。事実、勧告あり、県の人事委員会報告等あった中でも、この茨城県の中でも幾つかの団体、自治体は独自の判断でもって対応しておりますし、全国的に見れば、首都圏、近畿、こういう部分においても、独自の考えを持って職員の給料を決めているという状況があることからして、やはり一言、反対の意見としては明確に述べておきたい、このように思います。

議長（若泉昌寿君） 次に、賛成の方の討論を述べる方。

次に、反対の方の討論を述べる方。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第62号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議長（若泉昌寿君） 日程第4、議案第63号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

補足説明を求めます。

それでは、議案第63号について企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第63号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第6号）について、補足してご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

歳入でございます。

款17繰入金、目1財政調整基金繰入金で179万8,000円を増額するものでございます。これは、今回の補正予算の財源に充てるため、繰り入れをするものでございます。

続きまして、7ページでございますが、こちらが歳出でございます。

まず、7ページ上段の款1議会費、目1議会費の職員手当等の2万6,000円を増額につきましては、扶養手当支給の認定があったことに伴うものでございます。

次に、下段、一番下でございますが、款3民生費、目1社会福祉費総務費の2,000円を増額につきましては、8月29日に利根浄化センター付近の利根川で発見されました行旅死

亡人の火葬等にかかわりました職員の特務手当を計上したものでございます。

その他、7ページの中ほど、款2総務費、目1一般管理費から9ページの款9教育費、目2事務局費までの節2給料、節3職員手当及び節4共済費のそれぞれの増額、並びに減額につきましては、10月1日付で発令されました人事異動等に伴うものでございます。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第63号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議長（若泉昌寿君） 日程第5、議案第64号 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

補足説明を求めます。

それでは、議案第64号について、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

都市建設課長（飯塚正夫君） それでは、議案第64号 平成22年度利根町公共水道事業会計補正予算（第2号）について、補足説明いたします。

4ページをお開きください。

初め、歳出からのご説明でございますけれども、10月1日付の人事異動に伴うものでございまして、職員手当の36万4,000円の増額でございます。それに伴いまして、繰入金としまして財政調整基金から36万4,000円を繰り入れております。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第64号 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議長（若泉昌寿君） 日程第6、議案第65号 平成22年度利根町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

補足説明を求めます。

それでは、議案第65号について水道課長福田 茂君。

〔水道課長福田 茂君登壇〕

水道課長（福田 茂君） それでは、議案第65号 平成22年度利根町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、補足してご説明いたします。

2ページ、お開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部でございます。

款1水道事業費、項1営業費用、目3の総係費で22万7,000円増額補正するものでございます。これは10月1日付人事異動に伴いまして、職員の給料、法定福利費について補正するものでございます。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第65号 平成22年度利根町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議長（若泉昌寿君） 日程第7、議員派遣の報告を行います。

去る11月16日に美浦村花王株式会社霞ヶ浦研修所において、平成22年度県南町村議会議員大会が開催されました。私を含む議員6名が出席いたしました。

出席議員を代表いたしまして、西村重之君から報告があります。

2番西村重之君。

〔2番西村重之君登壇〕

2番（西村重之君） それでは、平成22年度県南町村議会議員大会研修報告をさせていただきます。

従来、稲敷郡の町村議会議員大会として開催されておりましたが、平成の大合併の影響を受け、阿見町、河内町、美浦村の3町村となり、平成22年度から我が利根町も新規加入させていただき、名称も県南町村議会議員と変更になり、今年度は美浦村の幹事で、去る11月16日、花王株式会社霞ヶ浦研修所において開催、本町から一応若泉議長を含めて6名参加をいたしました。

初めに、若泉議長から新規加入のあいさつを皮切りに、会長、開催地町村長あいさつの後、県南町村議会開会宣言と大会決議を全会一致で承認されました。

その後、来賓のあいさつ、紹介が行われ、本日の講演に入りました。

講師は、成長戦略総合研究所山崎養世理事長による「高速道路無料化を軸とした地域成長戦略」について話の内容がありました。内容的には、苦しい日本経済と円高、デフレのパンチ、二つ目に大都市依存の限界、それから三つ目に地方の成長という大きな3項目が語られました。

初めに、崩壊した成長の方程式は過去10年間の施策、一つ目には規制緩和、二つ目にグローバル化、三つ目に市場原理で海外で豊かになった企業、追い詰められた国民と政府であり、過去10年の想定シナリオは企業はアップし、国民もアップ、政府もアップ。逆に現状を見てみますと、企業は海外へ進出、収益の増加、海外純資産の増加でアップ、国民は非正規雇用者の増加、可処分所得の低下、年金資産が目減り、住宅ローン残高の高どまり等商品減退やデフレの悪循環でダウン、政府としては、税収の低下等は1946年以来初めて国債発行額を下回ったことを見てもダウンであるといわれております。

次に、大都市依存度の限界は、高齢化で今後20年で深刻化する、高齢化の最も大きな影響があるのは東京、神奈川、千葉、埼玉の首都圏で、2005年の高齢化率17.5%が2035年の高齢化率は32.2%と、800万人に倍増となる人口構成と見込まれております。

参考に、年少人口は、2005年12.9%に対し、2035年は8.6%に、生産人口は、2005年69.9%に対し、2035年は59.2%と見込まれております。

これらは、首都圏は人口過密による住環境の悪化、高齢社会向けのインフラ不足、首都圏の税収減に伴い、地方交付税や補助金に依存した地方の財政構造も維持不能となる。

また、世界的な食糧不足に対し脆弱、これらは大都市は食糧を輸入に依存することになる。食料自給率では、大都市より地方の方が高く、また、エネルギー自給率でも大都市より地方の方が高い。茨城県では74%の食料自給率を保持しており、さらにポテンシャルを残すことが必要であると思われます。

次に、地方が抱える過疎の悪循環は、雇用、生活インフラ、教育機会の不足、都市に若年層が流出の結果、高齢化、人口減が進行しております。ゆえに、新しい生活産業に改善していく必要がある。これらの成長モデルとして次の点が上げられております。

一つ目にITC活用による社会基盤のネットワーク化、二番目に職住近隣のまちづくり、三つ目に農業改革、生活環境振興、四つ目に各地の歴史や文化に根差したゆとりある暮らし、五つ目にエネルギー、食料自給自足等生活の質、快適性を高めることである。また、地域の強みは、要素として安い土地が豊富、自然や景観などの魅力、物価などの生活コストが割安、適度な人口密度などといわれ、具体的な利点としては、未利用地、休耕田畑、まとまった土地が確保できる、地価が安い、日本らしさ、観光資源として活用可能、生活環境としての里山や里海、地元人材の活用、新産業育成に有利、交通・産業・福祉・教育など総合的な地域プランニングが可能、地域コミュニティは……であり、交通体系を再編し新しい生活産業を育成すれば、持続的な成長、ポテンシャルが高いといわれています。

次に、本日の講演項目であります「高速道路の無料化を軸とした地域成長戦略」について述べます。

マニフェストにうたわれた高速道路無料化に対しては、実施不十分である。マニフェストの社会実験予算は6,000億円で、地方を中心に8割無料化が実現可能であったところ、1,000億円で予算が削減されました。無料化社会実験区間も2割に激減、特に地方では大きな不満が生まれております。環境に優しい交通体系の実現、具体策が不明であり、成長のための具体策として、次の6点が考えられております。

一つ目に、大都市と大都市間を除く全国の路線の約8割の路線の無料化。

二番目に、2011年度から支出の財源を縮小、これらは2013年度までは上記範囲限定で実施、マニフェストでの年間1兆3,000億円の必要財源を7,000億円に削減可能。ケンブリッジ大学の経済効果は10兆円と莫大な乗数効果を15倍以上となっております。

三つ目に、高速道路未整備地域は早期低コストで整備を進める。これは無料化地域の渋滞対策費などから費用を充当する。

四つ目に、環境対応車への有料区間の料金割引の実施。これは高速道路上での新エネルギー利用施設の設置促進。

五つ目に、高速道路の出入口を現在の3倍に増加すること。これはサービスエリア、パーキング周辺などの不動産を売却。PFIなどで公共と民間が協力して開発を進める。

六つ目に、地方都市への路面電車、自動車、バス、船舶等も含めた地域内交通の統合や見直しを実施する等々のことでありました。

さきに実施した無料化実験では、渋滞発生につながらない結果がわかりました。無料化区域の渋滞発生状況は、平日1割、休日は2割程度の区間のみで、また、主要な並行する一般道の渋滞量変化は、実験前は1日6時間が約6割減の2時間30分まで削減したと報告がありました。

最後になりましたが、ほかにいろいろ研修の中でお聞きしたこともあります。地域の生態系や他都市地域とのネットワーク等の説明もあります。いろいろと6名の参加で研修を行ってまいりましたが、いい勉強になったのではないかと考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（若泉昌寿君） 報告が終わりました。

議長（若泉昌寿君） 以上で、本臨時会の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成22年第2回利根町議会臨時会を閉会いたします。

なお、次の第4回定例会は平成22年12月14日火曜日の開会を予定しております。

本日はどうもお疲れさまでした。

午前11時09分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 若 泉 昌 寿

署 名 議 員 西 村 重 之

署 名 議 員 守 谷 貞 明